

(仮称)置賜成年後見センター設立について

1 設立の趣旨

疾病や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が財産管理や日常生活での契約などで不利益をこうむらないように保護し支援する制度である成年後見制度の利用を促進するため、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき体制整備を行うもの。

(根拠法令等)

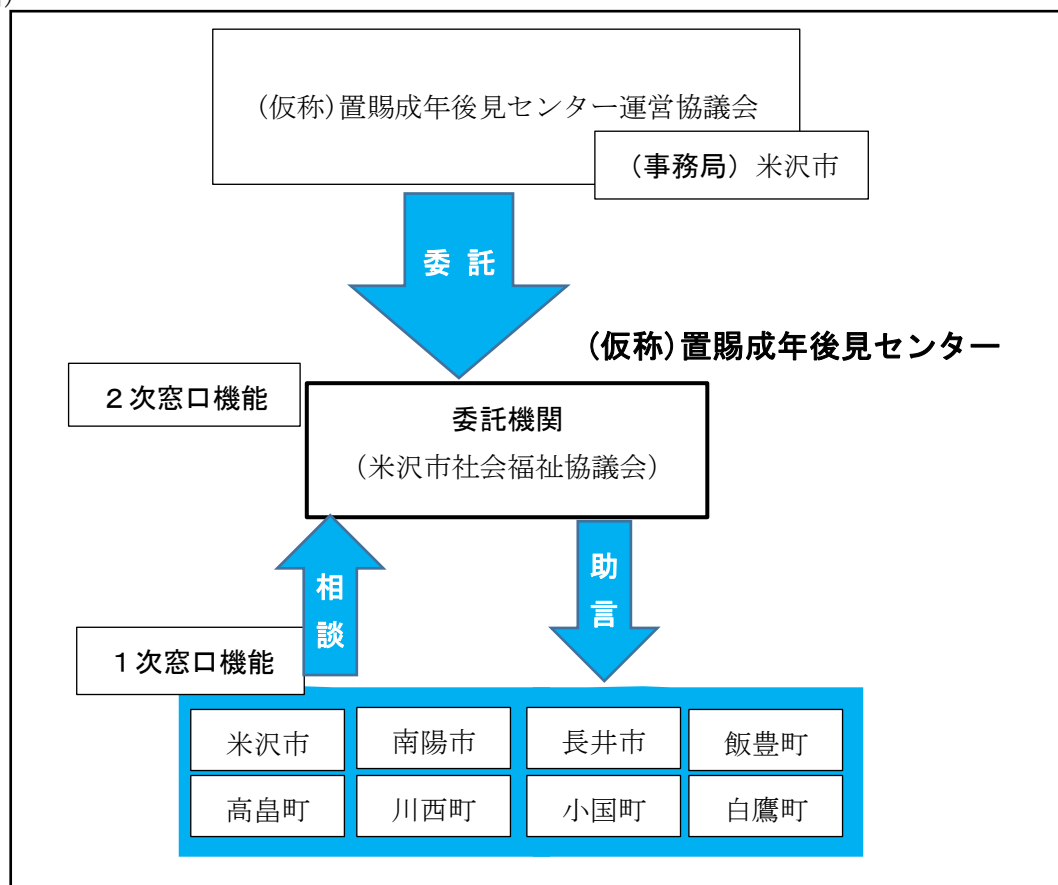
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）
- ・成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）

2 運営形態

置賜 3 市 5 町で構成する(仮称)置賜成年後見センター運営協議会が、(仮称)置賜成年後見センターの業務を米沢市社会福祉協議会に委託する。

場所は、米沢市社会福祉協議会がある米沢市すこやかセンター内に設置する方向で調整中。

(イメージ図)



3 開始日

令和 4 年 4 月 1 日

4 財源

各市町からの負担金により運営。その負担金については、「成年後見センターの運営」が定住自立圏における共生ビジョンに掲載されることで、特別交付税措置を受けることができる。

5 予算案（3名体制）

（支 出）

単位 千円

科 目	令和4・5年度	内 容
人件費	17,000	給料・手当・法定福利・退職共済等
報償費	100	講師謝礼
旅 費	300	研修旅費
需用費	2,350	消耗品費・印刷製本費・燃料費・食糧費・車両修繕費
役務費	350	通信運搬費・手数料・保険料
使用料及び賃借料	700	車両リース(2台)・PCリース(3～4台)・複合機リース(1台)・会場使用料
備品購入費	60	
負担金	5	福利厚生センター会費等
公課費	10	収入印紙等
小 計	20,875	
事務費	417	小計×2%
消費税	2,129	(小計+事務費)×10%
合 計	23,421	

（収 入）

負担金割合：人口割 60%、基準財政需要額割 20%、平等割 20%（※参考：東南置賜消防費分担金割合）

単位 千円

市町名	令和4・5年度 負担金	負担金割合		
		人口割（60%） （ <u>基準人口</u> ）	基準財政需要額割 （20%）	平等割 （20%）
米沢市	7,748	40.0%（ <u>85,953</u> ）	32.9%	12.5%
長井市	3,031	12.9%（ <u>27,757</u> ）	13.5%	12.5%
南陽市	3,340	15.0%（ <u>32,285</u> ）	13.8%	12.5%
高畠町	2,646	11.1%（ <u>23,882</u> ）	10.7%	12.5%
川西町	2,047	7.3%（ <u>15,751</u> ）	9.3%	12.5%
小国町	1,391	3.7%（ <u>7,868</u> ）	6.1%	12.5%
白鷹町	1,869	6.6%（ <u>14,175</u> ）	7.6%	12.5%
飯豊町	1,349	3.4%（ <u>7,304</u> ）	6.1%	12.5%
		（ <u>基準人口</u> ）平成27年国勢調査結果に基づく		
合 計	23,421			

6 業務内容（※詳細は、資料３－５「(仮称)置賜成年後見センターの機能」参照。）

- ・広報啓発機能
- ・相談機能
- ・法人後見の受任
- ・制度の利用促進
- ・後見人等への支援
- ・地域連携ネットワーク機能（事務局業務等）

7 人員体制

令和４年度・５年度は、３名体制。令和６年度に向けて、令和５年度中に見直しする。

【参考値】置賜圏域での成年後見制度利用者（住所地別）

令和元年９月１日時点

裁判所	本人の住所	成年被後見人等数（人）
米沢支部	米沢市	257
	川西町	80
赤湯出張所	南陽市	36
	高畠町	21
長井出張所	長井市	40
	小国町	7
	白鷹町	28
	飯豊町	4
合 計		473

- ・令和元年１１月 家事関係機関との連絡協議会配布資料より抜粋
- ・成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準
- ・未成年後見事件を含む

同様の人口規模で、かつ、センターとして法人後見を実施している上伊那成年後見センターを参考にすると、設置当初は職員３名体制でスタートしているが、現在の中核機関として求められている機能の一部は実施しておらず、(仮称)置賜成年後見センターをスタートする上での必要最低限の機能を実施するためには、それより多い人員体制が必要と考えてきた。

しかし、コロナ禍における財源逼迫や各市町での優先される事業の変容等から、当初からの適切な人員配置は困難な状況であるため、令和４・５年度の人員については、３名体制（センター長１名、相談支援員２名）でスタートすることとする。

あわせて、令和６年度には中核機関として必要な機能をすべて担えることを目指して人員体制を見直すこととし、具体的には令和４年度の実績を基に令和５年度６～９月ごろまでに評価検討を行うこととする。